

◇枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程

平成20年11月20日

訓令第22号

(目的)

第1条 この訓令は、本市における会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めることにより、審議会等（審議会及び庁内委員会をいう。以下同じ。）の審議過程及び審議内容を明らかにするとともに、審議会等の公正な運営を確保し、もって本市における公正な行政運営の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審議会 次に掲げるものをいう。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関

ロ 枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）第4条に規定する専門委員（地方自治法第174条に規定する専門委員をいう。）による協議会

ハ イ及びロに掲げるもののほか、その設置の根拠にかかわらず、市の重要な施策・方針の決定及び意思決定に当たり、その内容を審議し、及び意見を求めることを目的として設置される会議体

(2) 庁内委員会 次に掲げるものをいう。

イ 枚方市庁内委員会規程（平成20年枚方市訓令第10号）に規定する庁内委員会

ロ イに掲げるもののほか、法令等（法令、条例又は規則をいう。以下同じ。）又は訓令その他の内部手続きに基づき、本市の意思決定を行うに当たり設置される本市職員で構成する会議体

(会議の公開等)

第3条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

(1) 法令等の規定により非公開とされる場合

(2) 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条の規定による非公開情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

(3) 公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合

2 庁内委員会の会議は、非公開とする。

(会議の公開等の決定)

第4条 審議会の会議の公開又は非公開の決定は、当該会議に諮って行うものとする。

2 審議会は、その会議について非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5条 審議会の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、審議会は、傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員を定めることができる。

3 審議会は、当該会議の公開に当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定めるとともに、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

4 審議会は、当該会議に際して当該会議の次第、提出資料等を傍聴者の閲覧に供するよう努めなければならない。

(会議開催の周知)

第6条 審議会の所管部署（会議体の庶務を担当する部署をいう。以下同じ。）は、その審議会の会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を所定の掲示板及び市ホームページに掲載することにより、事前に市民に周知しなければならない。

(1) 会議の名称

- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 案件名
- (5) 会議の公開、非公開の別及び非公開理由
- (6) 傍聴者の定員及び傍聴の手続
- (7) 所管部署の名称

2 審議会の所管部署は、公開する会議にあっては、前項に掲げる手段に加え、当該会議の開催について、市広報紙への掲載等により事前の周知に努めるものとする。

(会議録の作成)

第7条 審議会等の所管部署は、当該会議が公開又は非公開であるかにかかわらず、当該会議の終了後速やかに、その会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者及び欠席者の氏名
- (5) 案件名
- (6) 提出された資料の名称
- (7) 審議内容
- (8) 決定事項
- (9) 会議の公開、非公開の別及び非公開理由
- (10) 会議録の公表、非公表の別及び非公表理由
- (11) 傍聴者の数
- (12) 所管部署の名称

3 前項第7号の会議録の審議内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により記載しなければならない。

- (1) 審議会 審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録すること。
- (2) 庁内委員会 審議の概要をまとめ、審議の過程を明確にして記録すること。

(会議録の公表)

第8条 審議会等の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会等の会議に係る会議録（公表することを決定したものに限る。）を一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 所管部署での閲覧
- (2) 行政資料コーナーへの配架
- (3) 市ホームページへの掲載

2 前項第1号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議に提出した資料を添付しなければならない。

3 第4条の規定により、審議会の会議の非公開を決定した場合における当該会議録の公表方法については、当該審議会が決定するものとする。

4 第1項第2号及び第3号の規定による閲覧は、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

(法令等に定めがある場合の取扱い)

第9条 審議会の会議の公開並びに審議会等の会議録の作成及び公表について、法令等に特別の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、審議会の会議の公開並びに審議会等の会議録の作成及び公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。(以下略)